

〔解 説〕

1) 不適切である

年金分割の効果は、国民年金の老齢基礎年金には及びません。合意分割により分割を受けた期間は「離婚時みなし被保険者期間」、3号分割により分割を受けた期間は「被扶養配偶者みなし被保険者期間」として取り扱われますが、その効果は、厚生年金の報酬比例部分など厚生年金保険上の給付に限られます。

2) 不適切である。

合意分割の按分割合は、離婚当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額に対する分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え、2分の1以下の範囲内としなければなりません。つまり、分割後の第1号改定者（分割前の対象期間標準報酬総額が多い方＝分割される側）の対象期間標準報酬総額が、第2号改定者（分割前の対象期間標準報酬総額が少ない方＝分割を受ける側）の対象期間標準報酬総額を下回らないように分割しなければなりません。

【参考：用語の意味】

按分割合：分割後における当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合

対象期間標準報酬総額：分割対象期間（婚姻期間）の標準報酬月額と標準賞与額の総額

3) 適切である。

3号分割は、被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）を有する厚生年金保険の被保険者が負担した保険料は当該被扶養配偶者と共同して負担したものである、という基本認識の下に定められた制度であるため、第3号被保険者であった者が請求手続を行った場合は、当然に年金分割が行われます。なお、この場合、国民年金の第3号被保険者期間に対応する厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額の2分の1が、国民年金の第3号被保険者であった者に分割されます。

4) 不適切である。

年金分割の請求は、原則として離婚等をした日の翌日から2年以内に行わなければなりません。

離婚時の年金分割は、「合意分割」と「3号分割」の違いや、分割の効果などがポイントとなりますが、試験問題では曖昧な表現となることを避ける観点から、馴染みのない用語（「按分割合」「対象期間標準報酬総額」「第1号改定者」など）が用いられることもあるので、用語の意味も確認しておくとい良いでしょう。